

一般社団法人和歌山県有床診療所協議会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人和歌山県有床診療所協議会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、有床診療所がお互いに強い連携をもって時代に即応した診療所病床機能のあり方を研究するとともに、その発展と健全運営を図り地域密着型医療システムとして地域医療に貢献するという会員に共通する利益を図る活動を行う事を目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 持続・承継可能な有床診療所運営に関する事項
- (2) 診療所病床を用いた地域医療、保健医療、救急医療、専門医療活動の向上に関する事項
- (3) 全国有床診療所連絡協議会や都道府県有床診療所協議会との連携に関する事項
- (4) 行政や日本医師会、和歌山県医師会、郡市医師会への協力要請に関する事項
- (5) 有床診療所に関連した研修会などの開催に関する事項
- (6) 有床診療所の啓蒙活動に関する事項
- (7) その他、有床診療所の活性化や有床診療所に有益な目的を達成する為に必要な事項

(広 告)

第5条 当法人の広告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 当法人の会員は次の2種とする。

- 一 A会員 病床稼働中の有床診療所の開設者およびそこに勤務する医師
 - 二 B会員 病床稼働中でない有床診療所の開設者およびそこに勤務する医師又は当法人の事業に賛助する医師
- 2 前項一号のA会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法）上の社員とする。
 - 3 当法人の会員は、全国有床診療所連絡協議会の会員となるものとする。
 - 4 当法人の会員の入会基準等は社員総会で別に定める会員規定により定めるものとする。

（入 会）

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を得なければならない。その承認があったときに会員となる。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費規定に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除 名）

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- （1）この定款又はその他の規則に違反した場合
- （2）当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をした場合
- （3）その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員の資格喪失）

第11条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人になった場合
- 二 破産宣告を受けた場合
- 三 死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合
- 四 第8条の会費を1年以上滞納した場合
- 五 総会員が同意した場合

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出

金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 総会は、第6条第2項で規定する社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）並びにこれらの付屬明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 入会基準並びに会費規定
- (9) 不可欠特定財産の処分の承認
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する事項及びこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事にあったとき

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議によって、会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに社員に通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 17 条 社員総会の議長は、事前の理事会の決議により選出する。

(議 決 権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

2 当法人においては議決権『1 個』を『1 票』と呼称することもできる。

(決 議)

第 19 条 社員総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の過半数をもってこれを行う。ただし、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、社員として決議に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 不可欠特定財産の処分
- (7) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第 20 条 やむ得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 第 1 項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権行使)

第 21 条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を第 19 条第 1 項の議決権の数に算入する。

(決議及び報告の省略)

第 22 条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面により同意の意思をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面に

より同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及びその社員総会において選任された議事録署名人1名以上は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。但し、必要に応じて社員以外からも理事及び監事を選任出来るものとする。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括して執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

4 第24条2項の理事は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を防げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと

する。

3 増員として選任された理事の任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第30条 役員に対する報酬は、社員総会において定める規程に基づいて支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、毎事業年度2回以上開催することとし、次のいずれかに該当する場合にも開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対してその通知をしなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、都度、理事の中から理事会の決議により決定する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議決権の代理行使)

第 37 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、他の理事 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合において、第 36 条第 1 項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
- 3 第 1 項の場合には、理事又は代理人は、代理権を証する書面を理事会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権行使)

第 38 条 理事会に出席できない理事は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を第 36 条第 1 項の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産の構成)

第 41 条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じた収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理・運用)

第 42 条 当法人の財産の管理は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議による。

(経費の支弁)

第 43 条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 44 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度の定時社員総会までに会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、社員総会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

2 前条の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 46 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第 47 条 当法人は必要ある時は社員総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(剰余金の処分制限)

第 48 条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 50 条 当法人は、社員総会の決議によって他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は、一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 51 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 52 条 当法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議によって定める。

2 前項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属させるものとする。

第 9 章 補 則

(名誉会長及び顧問)

第 53 条 当法人に、名誉会長及び顧問を置く事ができる。

2 名誉会長は、会長が、社員総会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、会長が、理事会の承認を得て委嘱する。

(設 置 等)

第 54 条 当法人の事務を処理するため、事務所を置く事ができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 55 条 事務所には、常に次の掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 許可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

第 10 章 附 則

(最初の事業年度)

第 56 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 57 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

設立時社員 住所 和歌山県田辺市上屋敷三丁目 1 1 番 1 4 号
氏名 辻 興

設立時社員 住所 和歌山県海南市重根東二丁目10番地2
氏名 辻 寛

設立時社員 住所 和歌山県紀の川市粉河2185番地
氏名 勝田仁康

設立時社員 住所 和歌山市吹上一丁目5番4号
氏名 児玉敏宏

設立時社員 住所 和歌山市直川1822番地
氏名 粉川信義

設立時社員 住所 和歌山市東高松二丁目2番2号
氏名 宮本克之

(定款施行日)

第58条 本定款は、当法人の設立の日から施行する。

(定款に定めのない事項)

第59条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人和歌山県有床診療所協議会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士藪中正浩は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成30年 2月27日

和歌山県田辺市上屋敷三丁目11番14号
設立時社員 辻 興

和歌山県海南市重根東二丁目10番地2
設立時社員 辻 寛

和歌山県紀の川市粉河2185番地
設立時社員 勝 田 仁 康

和歌山市吹上一丁目5番4号
設立時社員 児 玉 敏 宏

和歌山市直川1822番地
設立時社員 粉 川 信 義

和歌山市東高松二丁目2番2号
設立時社員 宮本克之

上記設立時社員6名の定款作成代理人
和歌山市三番丁62番地
司法書士 藪中 正浩